

“縛りなし” 実は定期購入

Q スマホで「初回500円、回数縛りなし」という格安のダイエット食品の広告を見て、1回だけ試そうと思い注文した。数日後、頼んでもいない2回目商品が届き「定期購入ありがとうございます」とメッセージが同封されていた。断りの電話をしたところ、初回のみ購入であれば定価の9,800円との差額と返送料を支払うように言われ納得できない。クーリング・オフできないのか。

(30歳代・女性)

A 通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。契約するときには解約条件・返品条件・購入回数・支払金額についてよく確認しましょう。広告の中には「縛りなし」を隠れ蓑にして、実は定期購入に繋がっている場合が見受けられます。変だなと気付いたらすぐにご相談ください。

消費生活の
ご相談は

美幌町消費生活センター（しゃきっとプラザ 2階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）